

# みんなが集まり楽しめる場を残していきたい 【川原目老人クラブ】

今回は、寺田地区の川原目老人クラブ(伊藤一治会長、会員33人)を紹介します。

## クラブの特徴は？

会員のほとんどは、高齢者の介護予防や生きがいづくりなどを目的に活動する、ふれあいいいきサロン「川原目アイリス」にも加入しているため、サロンと老人クラブの事業を共催で開くことが多く、協力し合いながら活動しています。

## どんな活動を？

交通安全・防犯講習会や健康教室などを開き、会員の教養を高める活動をしています。



防犯講習会で特殊詐欺対策を学ぶ会員

温泉療養事業では、年に約9回は七時雨憩の湯に出掛け、温泉入浴を楽しみながら会員同士の親睦を深めています。また、年に一度、寺田地区以外で移動研修を実施しており、昨年は、秋田県小坂町の康楽館で観劇を楽しみました。

その他には、花植えや草取りなどの花壇整備事業を行い、地域貢献にも取り組んでいます。

## 今後の展望は？

川原目老人クラブは、一度解散していましたが、「地域に老人クラブがないことはさみしい」「人が集まる場を作って楽しいことをやっていきたい」という願いに応え、地域の自治公民館や農家組合などの代表者が協議し、令和3年に再設立しました。

今後も地域の高齢者が集まって楽しめる場を残していくため、仲間を誘って会員を増やしていきたいです。



温泉療養に集まった会員で記念撮影(七時雨憩の湯)

## 子育てのための施設等利用給付制度をご存じですか



詳細はこちら

現在、3歳から5歳までの子どもや住民税非課税世帯の0歳から2歳までの子どもが保育所などを利用する場合、保育料・利用料が無償となっています。

下表の事業を利用している人も、上限額までは無償の対象になることがありますので、該当する場合は地域福祉課に申請をしてください。

**申請方法** 必要な書類が保育の必要性の理由などによって異なりますので、問い合わせの上、申請をしてください。

### 保育の必要性とは

保護者が次のいずれかの理由に該当している必要があります

- ① 1カ月60時間以上働いている
- ② 妊娠中または出産後間もない
- ③ 病気や負傷、心身に障がいがある
- ④ 同居(長期入院含む)の親族を常時看護・介護している
- ⑤ 火災や風水害などで被害を受け、その復旧に当たっている
- ⑥ 求職活動を継続的に行っている
- ⑦ 就学しているまたは職業訓練を受けている
- ⑧ ①～⑦以外の特別な事情で、保育が必要と認められる場合

【表】無償化対象事業、児童の年齢や無償化対象上限額など

| 対象施設・事業                             | ※対象児童の年齢   | 上限額(月額)            | 保育の必要性 |
|-------------------------------------|--|--------------------|--------|
| 新制度未移行の幼稚園<br>(市内に対象施設はありません)       | 満3歳児以上<br>※2歳児のうち年度途中で3歳に達する児童を含む                  | 25,700円            | 不要     |
| 幼稚園、認定こども園(教育認定)の預かり保育              | 3歳児以上<br>満3歳児(住民税非課税世帯)<br>※2歳児のうち年度途中で3歳に達する児童を含む | 11,300円<br>16,300円 | 必要     |
| 保育所などを利用していない子どもの、認可外保育施設や一時預かり事業など | 3歳児以上<br>0歳児～2歳児(住民税非課税世帯)                         | 37,000円<br>42,000円 | 必要     |